

原発いらん！

山口ネットワーク

拒否権

#371号

2018年11月11日の報告

次の集り

2018年12月9日(日)

13時

場所 周南市総合庁舎7階

きずなルーム

山口市在住の医師・美澄さんのお話を聞くことになりました。

そのため開始時間を一時間早くしました。ひごろ例会に出でられない方も是非足をお運び下さい。

美澄さんは岡山大学医学部を卒業後、研究室に残つて放射線の研究をされました。

福島の事故が、これは大変なことになったと調査に年々回、この4年間、福島・山形・栃木、茨城、千葉・宮城、東京に行つておられます。50~60ヶ所の植物、地表の泥などは点をきめて採取、それを写真スタイルに密着させて、放射線を見るという調査をこなされました。

県内にこのよくな専門家がおられ、身近にお話が聞けるのはすばらしいことだと田中より。

会場は12時半から始まりますので、どうが遅れないようにおこして下さい。

19・3・21上肉原発を建てるやしない
山口県民大集会は、

カンパで支えられていました。

黄四人になつて下さい。あつて下さい。

代表者 小 中 進
〒742-1513 山口県熊毛郡
田布施町大字麻郷2208
Tel/FAX 0820-55-6291
振込口座(年会費2000円)
(郵)01590-5-27469
口座名 原発いらん!山口ネットワ
作製、印刷
周防灘の自然を守る会
三浦 章

眠れない夜。
南海トラフ地震が
明日起るかも知れ
ないというのに稼働。
それは人間のしている
こと。 ものに…。

17月17日。

知事への要望書が、↓
新聞記事が、↓ P⑤
小糸さんの報告が、↓ P⑤

山口県民大集会の

○原発廃止事務局長の基調報告――

「今、の上関と原発をめぐる情勢はどうみるか」

今は、一時的に上関原発をつくる動きが何もないようになるつもりかもしれないが、それはとんでもないことが、上関町の現地では道路もつくられ、いつ本体工事が始つてもおかしくない状況にある。

山口県は、公有水面の埋立をめぐる当然の山口地裁の判決を無視して、控訴した。

国のエネルギー基本計画が今次には新規の原発を狙っている。一種のなまづのよくな今の情勢では、やっぱり次に備えることが大切。

県民集会の継続した繰り返しの成功が、県民の意志を伝える。あらゆる機会をとらえて、上関原発のことを全国に伝えよう。

○へけ加えこ山中進さんより
「上関原発を建める側は、私たゞがあらゆることを想つている。あからずおに止めるまじめ最後

までやう切らう。

其の外、熱い議論がなされ、一次チラシ、賛同人依頼文もいろく変えることになり、各地に配布されるのは、11/28の事務局会議ごと、ことになります。

中電は田の浦現地で追加のボーリング調査を行ふと発表。

新規記事ござり。↓ P7

「原発いらん！山口ネットワークの代表を1999年から年間担当下さい。2016年東京に移られた武重登美子さんから近況報告が届きました。前回の例会時の皆さんの要望に答えての手紙です。↓ P6



11/17・18、光かんぽの宿で開かれた、「中国5県連絡会議総会」の報告と、新聞記事ござり。

↓ P5

2018年11月の会計報告一原発いらん！山口ネットワーク

会計報告

2018年9月の報告の残高

223,047

収入、会費とカンパ	
支出	25000
9月の報告作製・発送	38447
(10月の " "	38783
11月例会会場費	760
12月 " "	2250
ピラカンパ(ストラッサ・モンジウ)	3080
署名など送料	580
	83900

差引残高

164147

○カンパと会費の振込みをあいかべとうございました。
○年会費は2000円です。カンパ歓迎!
振込口座は①P1に。
(会計 三浦)

○東海オ2原発延長認可。

40年もたつてゐるのに、さうに20年も動かしてよいという原子力規制庁。余りにもひどすぎと言葉を失う。

その他原発をめぐる状況

○原子力賠償法見なおしならす。現行の1200億円のまゝ。福島の事故で、税金がすぐには非400億円もつゞきまれてゐるのに。国会で否決せよ!

↓ P8

イベント情報			
12月9日(日) 13:00~	原発いらん!山口ネットワーク例会 美澄医師の話を聞く会。	周南市総合庁舎 7F さぎなルーム	0820-55-6291 小中 遼
12月12日(水) 11:40~	朝鮮学校への補助金 を復活させ、座り込み と話し合い。	県庁前広場と 県政資料館	083-223-9355
12月19日(水) 夕方	絆ハカリ行動	各地2つ。	
12月22日(土)	映画「タフニー運転手」 ①10:30~ (韓国) ②13:30~ ③19:00~ 2回目終了後伊藤得さんの スローシャルター 「不服とケンチャナヨ(大丈夫感) ござります。	山口県教育会館 当日 1800円 前売 1500円	西京シネマフ 083-928-2688
2019. 1月19日(土) 14:00~	おじり・マコケンさんの 公演	光市 1000円	上関原発いらんばね 光・下松の会
1月20日(日)	おじり・マコケンさん の公演	宇部市・多世代 ふれあいセンター	いのち・未来うべ
3月3日(日)	講演 「何のためのイスラエル …平和の流れに逆らう 日本軍事戦略とイスラエル」 講師千坂 能さん 日本平和委員会事務局長 と 現地の声・萩市住民 阿武町住民	カリエニテ山口 大ホール	主催 イシス・P32P 講演会実行委員会 代表 井山英昭 副幹事長 増山博行 連山口大学放服員 組合会員 イシス・P32P講演 会実行委員会事務 局 tel 083-933-5334 FAX 083-921-0287

賛同人、賛同団体募集中!

例会の報告(11月1日)

● 参加地域 田布施、光、下松、周南、宇部

● 中代表より

秋ご皆様とそれ先にお忙しいと申します。
私も今朝は町内のクリーン作戦と避難訓練がありまし
た。忙しい中集会と下さつあつがとつてござります。

「の気持を原発阻止につなげて」をしようと。

先日、現地へ行きました。

原父道(華月→西代)のトンネルは1月半前に通
行可能になりました。(現在同通、長崎トネル。延長396m)

田名阜頭には上園の上盛山(335m)に設置予定
の風力発電の二ヶ所の羽根をつけるところが二基置
してあるが、それが大型バスより大きいのが驚いた。

これが巨大なものか、なんと高いビルの上に黒いの
と。

上園町の福浦には風力発電の柱の部分が黒煙があつた
が、その直徑が、この部屋の天井よりも大きいに驚
きました。

原発のあるところには必ず風力発電が建つます。

両者はセットなのです。

送電線も、山を削る広い道も、原発のためとまづ
とい、住民の反対があるけど、風力発電のためと言う
と誰も反対しないからです。

電力は余っているのに、原発をつくろ、風力発電
をつくろうとするのがそもそもおかしい。

機のあるあたりの金網が取りのけられていた。
なぜか理由はわからない。

細越から盛る細い道には中電が「中電の工事区
域だから入るな、監視カメラで監視して」とい
う看板を10本くらい立てる、はじめこぐくへは気
持悪いと言ふいた。

あの道は町道で、誰もが普通と通れる道。中電
の看板の方がよっぽど。

田の浦に下りると監視員も居ない。テレビカメラ
の監視していますといつ看板だけがある。

この前例会で、仮橋のところが「まだらけ」とい
と話題になり、それを画像に書いたら、ネットで見
たのが、今回は「ヨミをきれいにとりわけ掃除してあ
つてびっくり。

ただ仮橋が銷びて曰く「わざわざ」とは夷うまい。
な上、危険

祝鳥鳥民の「代表の清水敏郎さんから、「祝
鳥鳥民の会の青年部」が出来にとりく発表が
あった。

● 「10月26日」は反原発デー、全国各地が反対集会
が行われているはずなのに全く報道されないのは
うりうーこと。

● 「上園原発用地埋立禁止住民訴訟の裁判」で山口
県敗訴し、知事がそれを不服として上級高裁
に控訴したことについて、11月8日、業務局をつとめ
て下さつてある小畑大作さん外10数名が県に抗議を行いました。→④→⑤

知事に面接申し入れたいとアポなしに行つたが、
知事は不在で検査は港湾課によんだ。

11階の部屋で港湾課と一時内からやつとう。
水面埋立法「から連脱して」という事を説いて。
しかも、県は中電とのやり取りを黙々とし、県民に
知らせなかつた。この裁判がなければ、それは開示され
なかつたはず。
なぜ里塗りにしたのか、あましこと因つていたの、たゞ、
港湾課だと思つたから、くーたのだろうときつたら
港湾課は黙つていた。

市長や高裁判の裁判がりつはじまるのは未だだが、
はじめたらバスを仕立て候縣に行つた。
市長の人たちにも是非鳥縣に来てもらいたい。

● 11月6日、宇部の舟木とれいセンターと美濃五
郷の話を聞きました。

こちらでもお話しもうかるよう、都合をお聞き
して連絡します。

11月8日、知事に控訴取り下げを求めて県庁へ。

山口県知事 村岡嗣政様

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
〒755-0031 宇部市常盤町1-1-9

「平成30年(行コ)第13号 損害賠償等請求控訴事件(住民訴訟) 控訴取り下げの要望

標記事件(第1審「平成25年(行ウ)第10号」「平成27年(行ウ)第1号」「同第5号」「同第6号」)について、2018年7月11日山口地裁は、村岡知事ならびに山口県庁の行為を違法であると判示しました。

しかしながら、村岡知事ならびに山口県庁は、この判決を真摯に受け止めることなく、傲慢にも同年7月23日に控訴しました。この判断と行為に対して、山口県民および全国の市民によって構成するわたしたち「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」は、下記理由により、満身の怒りを込めて抗議するとともに、その取り下げを強く要望するものです。

1. 争点逸らしと責任転嫁

村岡知事は原判決後の記者会見において、「争点ではないところを違法とされ驚いている」旨のコメントをあらわしていますが、違法とされたのは無駄な補足説明請求に伴う公金の支出であり、正にこの点において原告らは監査請求を行い、監査委員会の不当な監査判断を受け、住民訴訟を提起せざるを得なかったのです。すなわち、この点が正に争点であったのです。

それにもかかわらず村岡知事らは原審において、山口地裁が正当にも「本案前の争点」と整理した点について、執拗にこだわり続け、あたかもそこに争点があるかのように振る舞いました。それは村岡知事らが、本案で争う

ことなく、本裁判を「却下」において終結しようと企てたからであります。

それはこの度の控訴理由書においても何ら変わっていません。確かに判示されてしまったので、本来の争点についても控訴理由書は一応は論じていますが、相変わらず、手前勝手な「本案前の争点」に大分を割き、またしても無駄な時間を費やそうとしています。

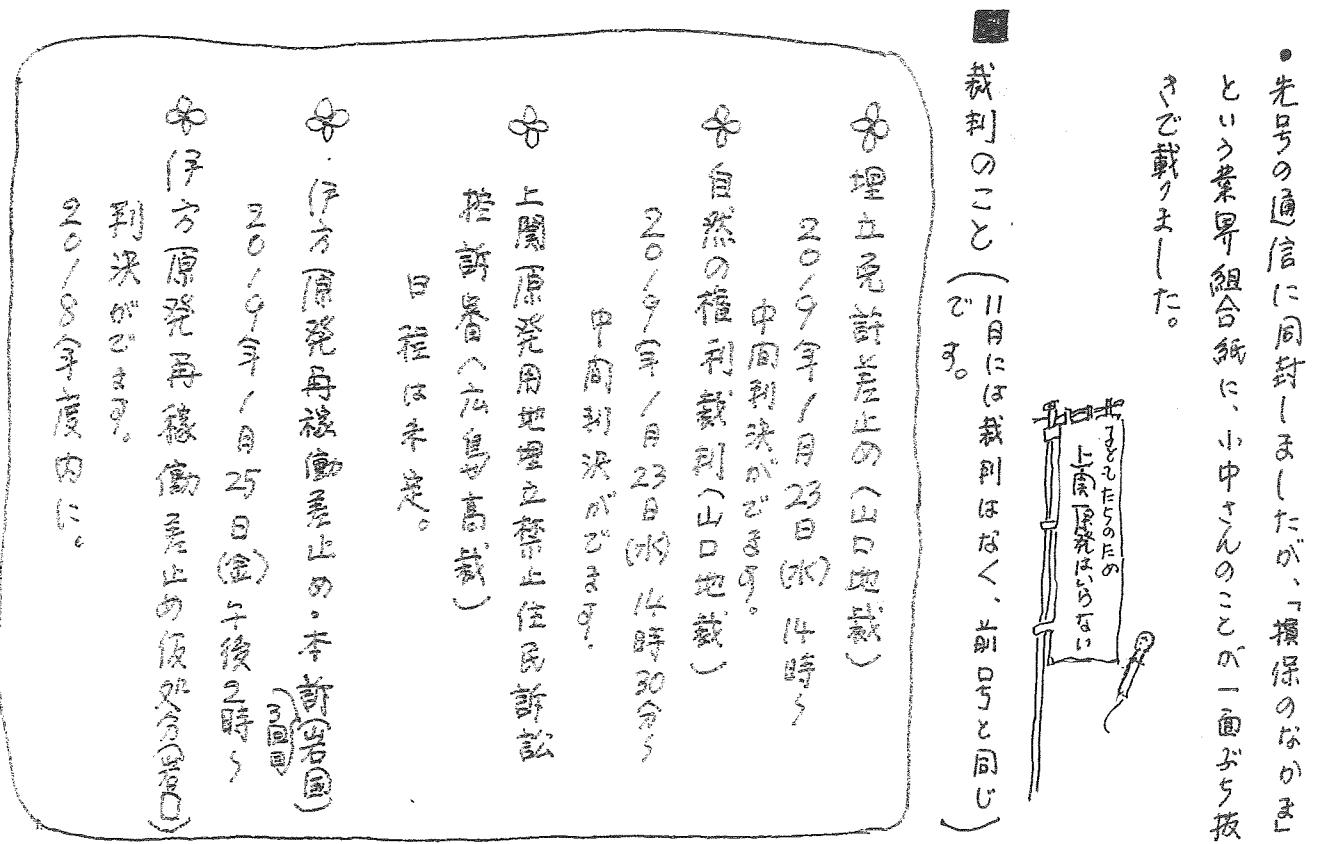
村岡知事は、原審においてもこうした「争点逸らし」の主張により多大な時間を浪費したのです。冒頭のコメントは、判決を得ても、こうした行為を全く顧みていらない現れであり、同時にそれは県民に対して、真実を覆い隠した虚偽の報告でもあります。

更には、この度の控訴理由書において村岡知事は、原審が長期に及んだ自らの責任を原告に転嫁しています。廉恥心の欠片もないとはこの事であります。あまつさえ、裁判所の都合による判決言渡の延期をも原告の責任だと主張している始末です。

また前述の通り、原判決は正当にも争点について判示したため、やむなく村岡知事らも控訴理由書において原判決を非難していますが、その中で、本来の争点について自らが論じなかったことを、あたかも裁判所の責任であるかのような主張が繰り返し為されています。中には「両当事者に主張をさせなかった」旨の主張すら為していますが、原告は当初から争点について主張しているのであり、村岡知事らの主張は全く当たらないことをここに明言しておきます。

2. 本案に関する主張の不合理

前述したとおり、村岡知事らは、この度の控訴においても「争点逸らし」により、本案に至る前の却下を企てていることは明白ですが、原審が判示したことにより、本案についても原審への非難を主張しています。しかしそれらはいずれも不合理な主張だと言わざるを得ません。



→ 先ず以て不合理を指摘しなければならない点は、原判決は埋立免許延長そのものを「違法と判断していないことはいうまでもなく明白である」としている点です。判断留保が裁量権の逸脱であり違法であるということは、逆に言えば判断すべきであったということであり、その場合の判断とは不許可であるはずであり、従って村岡知事らの言い分は、全く当たらないと言わざるを得ません。村岡知事は、県議会でも同様の主張を公言されていますが、甚だしく合理性を欠いたそれは、やはり虚偽との誹りを免れないものです。

次に、村岡知事らは、原判決が認めた以上に「時」の裁量権があったことを主張しますが、これも不合理です。公有水面埋立法には次のようにあります。第十三条「埋立の免許を受けたる者は埋立に関する工事の着手及工事の竣工を都道府県知事の指定する期間内に為すへし」。第十三条の二「都道府県知事正当の事由ありと認むるときは免許を為したる埋立に関し埋立区域の縮少、埋立地の用途若は設計の概要の変更又は前条の期間の伸長を許可することを得」。その上で判断のため、ある程度の「時」の裁量権があるとしても、原則は同法が示すとおりです。村岡知事らの主張によれば、実質的に同法の同条項を行政が全く無効化できることになります。

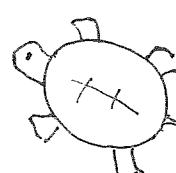
三点目は、裁量権行使の相手は中国電力であり、同社から異議が唱えられていないから逸脱ではないとの主張です。これはより根本としての民主主義の原理に反していると言わざるを得ませんし、公有水面埋立法が何故にあるのかを全く理解されていないと言わざるを得ません。この主張は、本件以前に、憲法遵守義務違反が問われるべきものです。

そもそも村岡知事が、上関原発用地埋立が合法的且つ合理的だと考えるならば、原審が述べているとおり、埋立免許は一旦不許可として新たな申請について審査すべきです。こうした基本的原理を度外視した不当な判断留保と延長に対して、原審は当然に違法と断じたのです。

公金を更に支出する傲慢且つ無責任極まりないこの度の控訴は即刻取り下げることを重ねて強く要望します。

以上

(おばた・たいさく／原告・事務局長)



●先号の通信に同封しましたが、「損保のなかま」という業界組合紙に、小中さんのことば一面ぶち抜き載りました。

中国5県連絡会議の報告

中国地方反原発反火電住民運動等連絡会議 第36回交流総会

(11/17-18 かんぽの宿 光)

↑1978/10/26 設立。翌年にスリーマイル
<中国地方の電力事情と原発状況：原発はごめんだヒロシマ市民の会 木原省治氏>
・余る電力：中国5県太陽光能力=700,再生可能E全体>900,最大使用:7月に1108(万kw)
・計画中原発含まずにH38(って何)供給予備率22.5%。資源E庁は「3%あれば問題無し」。
・「老朽火力」：メンテで継続使用の火力に厳密な「老朽」の定義は無く40年超を指している
との事。能力過剰の説明に「老朽火力を…」と言うが具体的に何処からかは言わず。…立地
地域の(雇用・経済)危機となる為。

・エネルギー基本計画、新設は不記載も「原発はベースロード電源・20-22%」と明記の問題
・上関は2019年7月の公有水面埋立免許期限切れの問題。
・島根は廃炉・再稼動・新規稼動の問題。安全対策費は上昇するばかり。
<上関原発を巡る状況：上関原発を建てさせない祝島島民の会 共同代表 清水敏保氏>
ターン等々の報告。『人を疑ってからなければいけない』と言う一言が重かったです。
<島根原発を巡る状況：島根原発増設反対運動 芦原康江氏>
・30km圏内に約47万人。市役所他行政主要施設は10km圏内。
・立地自治体と30km圏内自治体での安全協定の差の問題、避難計画・避難訓練の問題
・「何かあったら広域避難が必要な施設/発電所はそもそもいらない」
<現地報告>山口：追加で住民訴訟控訴審(広島高裁)と3月集会について報告・協力要請。
他三隅火電、島根原発と隣接する鳥取、人形峠、芸南火電それぞれの問題と取り組みの報告
<この一年の活動(略)と今後の取組>…随時通信等で御連絡致します。御協力願います。
中国地方エネルギー事情をまとめた「エネルギーパンフ」御購入・御活用も宜しく御願いします。

<2日目：祝島の船2艘で海上から現地視察確認>
光→四代各人車で移動。上関までの海沿いの道路も「昔はこんな立派な道路じゃなくて
スピードも出せなくて(三浦さん談)」。上関大橋の先や町道はまだ未整備箇所あるものの
かなりの箇所が整備され、ガードレールも新しかったり何故か白かつたり。
「長島トンネル」も通過。トンネル掘るのは他整備箇所用の土砂を得る為もある?
現地までの海上、現地の海では、当海域の海の素晴らしさと祝島の近さ/目の前を再確認。
小中さんは別行動で陸路現地へ。「濁った流排水」を採取されております。
<別件1>11/17-18と上関町では「朝鮮通信使」関係の催しがあり、道の駅も賑わっております。
<別件2>海上視察で当方は清水さん運転祝島の貨物船に乗船。進水年月日「昭和60年
…」。船って長持ちするんだ、と思いましたが「エンジンは3回替えてる」と。
※当総会については、11/18の山口新聞・中国新聞に記事がありました。
(内容大筋は合っていると思いますが瑣末な間違い又は重要事項抜けあつたら誠に申し訳ありません。(山口の常任幹事))

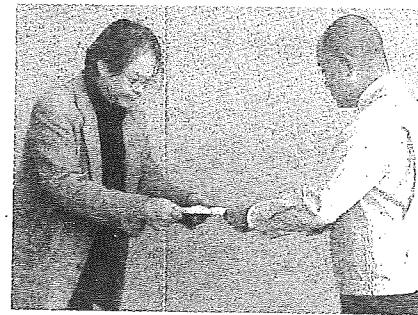
○新聞記事

11/18 山口
上関原発白紙に
光で中国地方住民市民
運動連絡会議が総会
反原発などを掲げる中国
5県の17団体でつくる「中
国地方反原発反火電等住民
運動市民運動連絡会議」は
17日、光市内で総会を開き、
上関原発建設計画の対応な
どについて意見交換した。
総会は中国5県の持ち回
りで年1回開き36回目。構
成団体の代表者ら約30人が
参加した。写真。参加者に
よる活動報告で「上関原発
を建てさせない祝島島民の
会」の清水敏保会員代表は、「上
関原発計画白紙撤回、
中国電力が諦めるまでは漁
業補償金を受け取らない」と
強調した。



上関原発建設予定地の公
有水面埋め立て免許延長の
可否判断を巡る住民訴訟
で、県側が判断の先送りを
一部違法とした山口地裁判
決を不服として控訴したこと
を受けて、上関原発用地
埋立禁止住民訴訟の会は8
日、県に控訴取り下げを求
める要望書を提出した。
要望書は岡山県政知事に
宛てて、県側が明確に争点
判断されたと主張したこと
に対し、「判决を真摯に受け
止めることなく控訴した。
怒りを込めて抗議し、取り

下げを要望する」と主張。
控訴状の判断に対する反論
についても不合理な主張
と非難している。会員ら12
人が県庁を訪れ、県海沿課
の職員に要望書を手渡し
た。
7月11日の地裁判決は
「判断留保は裁量権の逸脱
で違法」と判断し、県が免
許延長の可否を判断するた
め中国電力に補足説明を求
めで送った郵送の一部支
払いを県知事に請求するよ
う命じた。県は同23日に広
島高裁に控訴した。



県職員(右)に控訴取り
下げの要望書を手渡す上
関原発用地埋立禁止住民
訴訟の会の会員=80日、
岡山県

長は「原発の新設、増設、
再稼働、廃炉とすべての状
況が中国地方にある。横
のつながりを密にして活動
していきたい」と話した。
参加者は18日、上関町の
上関原発建設予定地などを
視察する。

「上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会」会員ならびに支援者の皆様
(Bccにて配信)

「控訴取り下げ要望書」を本日、
知事に提出してきました。

当方12名の参加でした。

先方は、港湾課課長含めて4名。

ご参加の皆様、お疲れ様でした。

当初、秘書課が対応、

案の定、港湾課課長が呼び出され、
対応せざるを得ないことになり、

11階会議室で1時間程度の協議を行いました。

県庁の主張は、相変わらずでした。

つまり、

1. 違法判断の根拠については反論できていないので控訴した。
2. 免許延長そのものは違法と判示されていない。

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会
事務局長 小畠太作

「原発いらん!山口ネットワーク」の前代表・武重登美子さんからの近況報告です。

ネットワークの皆さまへ

山口県を離れて丸2年がたちました。離れてから体いつのネットワークの活動と共に暮らすよ。

上京し長男宅へ同居はじめたが、荷物を捨てられない私はとうとう次男宅から270年のアパートへ引越しました。85才のばあばのところへ孫達が毎日見廻りに来ます。

一年位前述は夜も眠れない程度に変形性股関節症は経緯の調正を受け嘘のようになくなりました。筋肉の衰えで歩けずせんが日常生活は不自由なく暮しています。でも耳も鼻も目も舌も、脳も動作も89才を過ぎた頃から急激に衰えてづくづく人間の限界を感じています。

日晚は毎月1回12~13人で同級会を持ち東京八食州口で食事会を行なう。この分に疲れず病氣の誰がメレですか。私が時々原発問題でハッパをかけます。しかし相手も年齢的に高度成長期の企業戦士ですから原発推進者も若手運動参加もまだはりません。

今は熊本先生や新翠翁の山伏さん、志同道同志3人達と勉強会と絆し樂んでいます。元車主の団体「上岡じゅくす」もネットのイベントに参加しています。今年はアーバニードマン、島民の会の清水さん、カヤックで台船止め興ちやんに会いました。親戚にも会つたようでした。

情報としてはネットの会報、學民連絡会のメール、田嶋義介氏の毎月自刊誌「アスコニ市民」、反原発新聞等で一喜一憂しています。

10月27日に再稼働した伊方3号機には我慢不行

朝日の声の欄に投稿は(これが内容に難有りが反応ばかりせんでいた。(同封します) てて渤海内海の原発の存在は、南海トラフの巨大地震が震し迫っている時にどうしても許せないし、引いては我等が悲願の上岡原発阻止のためにも誰かが言い続ければならない問題です。原発いらん! 山口ネットワークの存在意義は大きいです。

みんな 体に気をつけ 共に頑張ろうね。

2018年 11月 20日

武重 登美子



ネットワークの会員、藤本明美さんの投稿です。

18.10.7.毎日

主婦 藤本 明美 69 (山口県周南市)

オピニオン opinion

山口県阿武町で9月30日非常に低く、迎撃できてもに開催された「ミサイル基地をつくらせない県民大集め」に参加しました。山口県平和が好きな人あつまれに参加しました。山口県の根のほとんどを作っている農業の方、むつみ地区の自然が好きで、ターンした方など、地元の方々の意見発表は具体的、現実的で納得いきました。増山博行山口大学名誉教授は「イージス・アショアは何のため」と題して話されました。地上配備型ミサイル迎撃システム「イージス・アショア」の成功率は非常に高かったです。奈良女子大学の若者も参考していました。「遠方より加していました。『遠方よりお世話様』と言つと『日本の問題です』と。私も日本の問題として考えておきます。

18.11.6 山口

追加でボーリング調査 上関原発で断層評価に万全期す

上関原発実施へ

断層評価に万全期す

中国電力は11月17日、上関原発建設設計画を巡り、東京電力福島第一原発事故以降に上関町の建設予定地で中断している準備工事について、地質を調べるボーリング調査を追加して実施する予定。

中電上関原発準備事務所によると、ボーリング調査

は、建設予定地の2カ所で実施し、地下約2150mまで掘る。断層を横断する鉱物脈を調べ、断層の活動によって鉱物脈が破壊されていないかなどを調べる。

昨年6月から今年4月まで行ったボーリング調査のデータを補強することが目的で、調査に必要な機材などの準備が整い次第、着手する。

上関原発建設設計画は、2

11.11.17 中口 中電整備トンネル完成

利用開始 上関原発絡む町道

上関原発建設設計画がある上関町四代地区を通る町道蒲井四代線（約1.5km）で中国電力が整備するトンネルが完成し、利用が始まつた。関係者によると、事業費は10億円程度とみられる。このほど町

に引き渡した。幅員約6・5mで片側1車線の長島トンネル（320m）。これまでの町道を通り、約800mの短縮となる。

原発建設に絡み中電が進める町道改良工事



中国電力が整備した上関町の長島トンネル（画像の一部を修整しています）

出た。住民から町に改良の要望も出ていた。同社は工事の多くを地元業者に発注した。

町土木建築課の先浜政則課長は「町財政は厳しくありがたい」と話す。中電上関原発準備事務所の松岡良典広報部長は「国民の生活向上にも協力したい」としている。（堀吉也）

18.11.21 中口
今冬の電力安定供給

11.11.21 中口 今冬の電力 安定供給

中国地方予測

1月予備率 7.9%

中国地方の今冬の電力需給は、供給の余力を示す予備率が最も低い来年1月でも7・9%となり、電力を安定確保できる見通しど

「電力の予備率は3%あれば十分であるとやれています。これ以上一層努力を勧めたり作

たりしていいどうなるか、みんなとやれています。

これが上関原発を動かしたり作

った。

中国電力によると、17年度冬の最大需要は1月25日の1096万kWh。暖房需要が増え、冬季で過去最高を記録した。その際の予備率は14・5%で安定していた。予備率が最も低かつたのは2月8日の11・0%だ

を実施しないよう要請し、公有水面埋め立て免許の期間を3年延長することを許可した。

同事務所は「あくまでもデータ補強が目的で、埋め立てなどの準備工事に伴うものではない」としている。

上関原発を建てさせないものではある」として立てる準備工事に伴うものではない」としている。

祝島島民の会の清水敏保代表(63)は「意味のない調査。無駄なことはせず、上関原発計画を早く引き揚げてほ

う」として立てる準備工事に伴うものではない」としている。

前回の対策に加え、迅速な復旧戦略をどう検討するか、しっかりと取り組みたい」と述べた。

（山本和明、村上和生）

が続き、西日本豪雨では停電が発生した。「電気を安定して届ける使命の重さをあらためて肝に銘じた。事前に本社の対策に加え、迅速な復旧戦略をどう検討するか、しっかりと取り組みたい」と述べた。

中国電力のうこ

11.11.1 中口 島根2・3号 対応強化 中電社長 関西での販売拡大へ

中電社長

島根2・3号 対応強化

11.11.1 中口



記者会見で経営方針を説明する清水社長

中国電力の清水希茂社長は31日、広島市中区の本社で開いた中間決算の記者会見で、稼働に向けた審査を見直して、島根原発2、3号機（松江市）の対応に力を入れる考えをあらためて強調した。首都圏の家庭に加え、関西地方に拠点のある企業への販売を拡大する方針も示した。

（3面関連）新規稼働に向け、8月に原子力規制委員会へ審査を申請した島根3号機。申請書の不備を指摘され、審査は当面休止する」とことになつた。「これから取り組むべき課題が明確になつた。できるだけ早期の補正申請を目標」と力を込めた。2号機は今後、プラントの審

査が本格化する見込み。「説明書類の精度を高め、審査に適切に対応する」と述べた。

（上関原発（山口県・上関町）の建設計画にも「安定供給や経済性の観点から必要」と意欲を見せた。来年7月に山口県の公有水面埋め立て免許の期限を迎えることと想定の期限を迎えることとしたい」と述べた。

には「現時点では延長申請をしたい」と述べた。

全国で台風や地震の災害

の運営推進機関（広域機関）が、過去10年で最も寒かつた2017年度の気象を前提に算出した。最大電力需要は1・2月とも1109万kWh。1月は供給力1107万kWhで予備率7・9%，2月が1205万kWhで8・6%と予測する。

中国電力によると、17年度冬の最大需要は1月25日の1096万kWh。暖房需要が増え、冬季で過去最高を記録した。その際の予備率は14・5%で安定していた。予備率が最も低かつたのは2月8日の11・0%だ

低い買い取り目標、高コストを嫌う

原子力損害賠償法の政府案が
今国会に提出される。

これまでの1200億円という金額引き上げ
るという議論もあったが、結局1200億円のま。

福島原発事故の被害者への賠償費用は
8兆円、障害費用は約6兆円。
賠償措置額の1200億円は、この100分
以下。

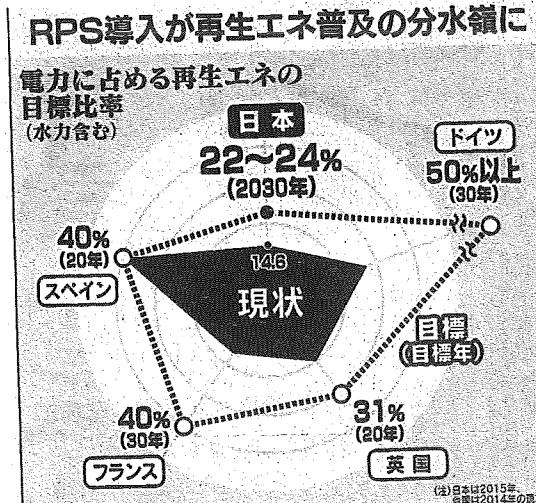
同じような事故が起これば「今と同様
国民の税金で補填されることになる。

一方で東電自身は破たんを逃れて今では
巨額な利益を上げている。東電の株主、東電
に投資している銀行は無傷のま。

なんとこの法律の目的には「原子力事業の
健全な発達」という一項が入っていると
いう。

国民の幸せよりも原子力事業を守るために
法律がついた。額を洗って出なさい。

日本の電力会社は経済界のトップとよばれながら、ただのケチにすぎないのではな



RPSは再エネ新規事業者の電気を毎年一定量、大手電力会社が買取る。再エネの電気は自社の火力などより割高なため電力は嫌がった。当時の報道によると、部会委員だった東京電力の勝俣恒久副社長(当時は「悪法も法だ」と述べた。地球温暖化問題の高まりを背景に再エネ導入で妥協したとも受け取れる発言だ。しかし電力がより嫌つたのは一部政治家や環境団体が推す固定価格買い取り制度(FIT)だった。RPSは法制化され、03年に施行されたが、電力各社の買い取り義務は結果的に電力販売量のわずか1・35%(10年度目標)に抑えられた。これが再エネ拡大の事実上の「天井」になつた。

「米カリフォルニア州が20%、英国有10%を目標に掲げる時代に、なぜそんなに低いのだと思った」。旧トーメン(現豊田通商)で世界各地に風力発電所を建てた先駆者の堀俊夫氏(現グリーンパワーアイネンメント名誉会長)は話す。なぜ1・35%の枠なのか。新エネルギー部会長だった柏木孝夫・東京工業大学特命教授は「そのころ電力業界の利益はほぼ1兆円。その1割

07年にシャープが太陽電池生産で世界トップの地位を独占セリズに奪われる。その後、ドイツに続き中国の太陽電池メーカーが台頭するのを横目に、日本の再エネは失速し上位に返り咲くことはなかつた。RPS制度は導入に至る政治的な戦いの前史がある。

97年、国連気候変動枠組み条約の第3回締約国会議(COP3)が京都で開かれ、先進国に対し温暖化ガスの排出削減を課す京都議定書が採択された。二酸化炭素(CO₂)削減に寄与する再エネの拡大機運が国内でも一気に高まつた。都市で開かれ、先進国に対し温暖化ガスの排出削減を課す京都議定書が採択された。二酸化炭素(CO₂)削減に寄与する再エネの拡大機運が国内でも一気に高まつた。RPS制度は導入に至る政治的な戦いの前史がある。

国会では99年に超党派の自然エネルギー促進議員連盟が発足した。発足時の会長は愛知和男氏(元環境庁長官)で約270人が集まつた。日本FIT導入を狙う「自然エネルギー促進法案」を市民団体と協力して作成し国会提案を目指したが、00年6月に自民党内で調整が付かず見送つた。このとき自民党内では原子力の振興法案も提起されており、こちらも見送りで「相打ち」となつた形だ。直後の衆院選で愛知氏が民主党の新人に敗れ議席を失つた。「油断も

題字、国表は縮少、記事はそのまゝの大

再生可能エネルギー技術でかつて日本は世界に先駆けた。いまは急拡大の世界から周回遅れとされる。既存の電力網にいまない再エネの普及を嫌う大手電力の壁が存在した。

18.11.3. 日経

再生エネ普及へ 電力会社が壁に

「そつは言つても必ず再エネの時代は来る」。政府の総合資源エネルギー調査会新エネルギー部会で委員を務めていた黒川浩助・東京農工大学名譽教授は発言したという。再エネの思い切った拡大を求めた一部の意見を押し切る形で、同部会は2001年12月19日に再エネ電力の一定量を電力会社が買い取る制度(RPS)の導入方針を決めた。このときが日本の再エネの行方を決めた分水嶺だった。

RPSは再エネ新規事業者の電気を毎年一定量、大手電力会社が買取る。再エネの電気は自社の火力などより割高なため電力は嫌がつた。当時の報道によると、部会委員だった東京電力の勝俣恒久副社長(当時は「悪法も法だ」と述べた。地球温暖化問題の高まりを背景に再エネ導入で妥協したとも受け取れる発言だ。しかし電力がより嫌つたのは一部政治家や環境団体が推す固定価格買い取り制度(FIT)だった。RPSは法制化され、03年に施行されたが、電力各社の買い取り義務は結果的に電力販売量のわずか1・35%(10年度目標)に抑えられた。これが再エネ拡大の事実上の「天井」になつた。

さかのぼつて74年。石油危機が影響した」と愛知氏は振り返る。「リーダーを失い自然エネ促進法の再エネ産業はアーケオフしていたかもしれない。しかしそうはならなかつた。1994年以来続いている住宅用太陽電池への政府の補助金も05年に廃止された。逆にそのままドイツはFITを本格的に展開し、太陽電池や風力発電の需要に火を付ける。その結果、07年にシャープが太陽電池生産で世界トップの地位を独占セリズに奪われる。その後、ドイツに続き中国の太陽電池メーカーが台頭するのを横目に、日本の再エネは失速し上位に返り咲くことはなかつた。RPS制度は導入に至る政治的な戦いの前史がある。

97年、国連気候変動枠組み条約の第3回締約国会議(COP3)が京都で開かれ、先進国に対し温暖化ガスの排出削減を課す京都議定書が採択された。二酸化炭素(CO₂)削減に寄与する再エネの拡大機運が国内でも一気に高まつた。RPS制度は導入に至る政治的な戦いの前史がある。

国会では99年に超党派の自然エネルギー促進議員連盟が発足した。発足時の会長は愛知和男氏(元環境庁長官)で約270人が集まつた。日本FIT導入を狙う「自然エネルギー促進法案」を市民団体と協力して作成し国会提案を目指したが、00年6月に自民党内で調整が付かず見送つた。このとき自民党内では原子力の振興法案も提起されており、こちらも見送りで「相打ち」となつた形だ。直後の衆院選で愛知氏が民主党の新人に敗れ議席を失つた。「油断も

目からウロコの“国連勧告と政府の反論” 子どもや出産年齢の女性を、福島に帰還させるな

10月26日に国連人権理事会から日本政府に出された「子どもや出産年齢の女性の1ミリシーベルトを超える地域への帰還を中止するよう求める」勧告と日本政府の反論などを、いくつかまとめて紹介します。

ちらし作成「アヒンサー」

**子供や女性は帰還しないで
国連の声明に政府は懸念**
(2018/10/26 10:30 テレ朝NEWS)



福島の原発事故を巡って国連人権理事会は、放射線量が高い地域への子どもや女性の帰還をやめるよう日本に求める声明を発表しました。

国連人権理事会・トゥンジャク特別報告者：
「我々は今後、福島で生まれ育つかもしれない子どもたちの健康について特に心配している」

国連人権理事会の特別報告者は25日、福島第一原発の事故の後、日本政府が避難指示の解除要件の一つとしている「年間20ミリシーベルト以下」という被ばく線量について、事故の前に安全とされていた「年間1ミリシーベルト以下」にすべきだと述べました。そのうえで、子どもや出産年齢の女性について、年間1ミリシーベルトを超える地域への帰還をやめるよう日本政府に要請しました。

これに対して日本は、「帰還は強制しておらず、放射線量の基準は国際放射線防護委員会の勧告に基づくものだ」と反論しました。

また、「不正確な情報に基づいた声明が発表されることで、被災地の風評被害が助長されかねない」として懸念を示しました。

* 文中の(注)はちらし作成者が挿入

**福島1mSv超え子供、
女性は帰還させるな
～国連人権理事会特別報告者
ブログ：のら猫 寛兵衛**

国連の声明(注：省略)に対して、日本政府は反論。

ICRP(国際放射線防護委員会)の勧告に基づく、と言うが、下に訳出した記事によると、そうではなかった(*).「不正確な情報」と日本政府だが、不正確なのは政府のほうだったようだ(*)。

「帰還は強制していない」とも言うが、これも国連は「帰らざるを得ないと住民は感じているのではないか」、そのような状況を作り出す政策ではないのか、という懸念なのである。

事実、居住禁止の解除や住宅支援の打ち切りにそれが見て取れる。

政府が帰還を急ぐ背景にあるのが東京五輪だ。
フランスのフィガロ紙も報じている。(のら猫訳)

*

フクシマ：日本、国連の批判を退ける

国連の専門家が2011年3月の福島原発事故の被災地へ女性や子供を帰還させるのをやめるように訴えたが、日本政府はこれを退けた。25日に発表された声明で、Baskut Tuncak氏は、多くの避難民が「放射能のレベルが事故前の政府の基準を超える、安全でない地域に帰還を強制されているように」感じていることを懸念したもの。

福島原発の事故を受け、日本政府は年間の許容被曝線量を事故前の1ミリシーベルトから20ミリシーベルトに緩和。7年経った今も、日本政府は事故前の基準に戻すことを望んでいないが、これはトゥンジャク氏によると「極めて憂慮される」決断。「日本は子供の被曝を予防し、最小限に抑える義務がある」と同氏。

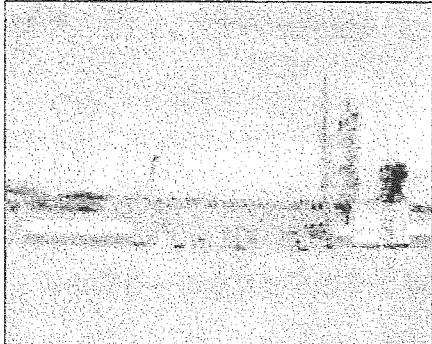
これに対し日本の外務省高官が反論し、この専門家の論評は「偏った情報に」基づいており「福島に対したずらに不安を煽る」恐れがあるとした。

9

事故直後は数十万人の避難民がいたが、ここ数年、政府は住民の一部の被災地への帰還を徐々に許可してきた。それでも、まだ立ち入りが禁じられたままの地域もある。被災者の多くが政府は東京オリンピックを前に、状況を平常に戻そうとして汚染地域への帰還を急いでいると政府を非難している。津波で事故を起こした福島原発の東京電力に対して被災者およそ12,000人が訴訟を起こしている。津波では18,500人の死者・行方不明者が出土た。

**国連人権理事会が日本政府の
福島帰還政策に苦言。
日本政府の避難解除基準は
適切か？**

ハーバー・ビジネス・オンライン
2018年11月1日



多摩都 / PIXTA(ピクスタ)

◆国連人権理事会からの苦言

2011年3月に福島第一原発事故が発生して以降、日本政府が中心となり、放射能汚染を受けた地域の住民に対する避難や除染、そして帰還を支援する政策が行われていることは周知の通りである。その日本政府の政策に対し、10月25日の国連総会にて、国連人権理事会の特別報告者バスクト・トゥンジャク氏が苦言を呈した。各新聞報道や国連のプレスリリース(参照:国連人権委員会リリース)によると、その要点は次のようにあつたらしい(注:要点は省略。前頁を参照)。

なお、国連人権理事会は2017年にも同様の声明を出しているが、日本政府にそれに従った様子が見られないと、今回の国連総会で改めて通達された。

国連人権理事会からのこういった苦言に対し、日本政府側は、「避難解除の基準はICRPの2007年勧告に示される値を用いて設定している」、「こういった批判

が風評被害などの悪影響をもたらすことを懸念する」などと反論したそうである。

本稿では、国連の特別報告者が投げかけた論点のうち、避難解除の基準、すなわち、「年間20mSvか年間1mSv」か、について考えてみたい。筆者には、国連側の言う「年間1mSv」にまで下げる事が本当に良いのかどうかは判断しきれないところがあるが、しかし、日本政府側の「年間20mSv」については明確に“おかしい”と言うことができる。

今はもう、基準を年間20mSvより低く設定し直すべき時にきている。どういうことか、以下でなるべく簡単に説明しよう。

◆「年間20mSv」を使い続けることの不適切さ

日本で用いられている「年間20mSv」以下という基準は、福島第一原発事故直後の2011年4月に設定されたものである。日本政府はこの基準を事故から7年半以上も経った今でも維持しているが、それは不適切である。なぜなら、事故直後の年に年間20mSvの地に帰還するのと、現在や将来に年間20mSvの地に帰還するのとでは、後者の方が帰還後の“合計の被ばく量”がだいぶ大きくなってしまうからだ。

事故直後の年にはまだ半減期(ある放射性核種の放射能が半分に減衰するまでの時間)が比較的短い核種、例えば半減期が約2年のセシウム134等がまだ多く残っており、それらの核種からの放射線が空間線量率の多くの部分(約7割かそれ以上)を占めているため、空間線量率は比較的速く下がる。やや大雑把な例をあげておくと、事故直後の年で年間20mSvであったとしても、次の年には年間16mSv程度、事故から3年後の年には年間10mSv程度(最初年の半分)と、目だって減少していく。

さらに、事故直後の時期には環境要因からくる減少、すなわち、放射性核種の地中への沈み込みや、雨による流れ出し等による空間線量率の減少も目立って働くため、核種の半減期から予想されるよりも速く減少してくれる場合が多い。

しかし、事故から7年半以上も経った今では、半減期の短い核種はすでに大きく減衰し、半減期が非常に長いセシウム137(半減期は約30年)からの放射線が空間線量率の大部分を占めるようになってしまっている。このような状態になると空間線量率はなかなか下がらず、例えば事故から8年後に年間20mSvの地に帰還したとすると、次の年には年間19mSv程度、帰還の

年の3年後でもまだ年間17mSv程度で、帰還から22年ほど経つてやっと年間10mSv程度（帰還の年の半分）にまで下がるのだ。

また、事故からだいぶ年月が経った今では、環境要因からくる減少も非常に起こりにくくなっているはずである【例えば2018年のSanada（日本原子力研究開発機構）らの論文を参考にされたい（注：論文名省略）】。

今後、環境要因からくる空間線量率の減少にどれくらい期待できるかは、未知数であろう。

以上で述べたように、事故直後とは異なり、現在では空間線量率が下がりにくくなっているため、同じ年間20mSvで始めたとしても、事故直後に帰還した場合よりも、帰還してから受ける“合計の被ばく量”がずっと大きくなってしまうのである。

被ばくによる癌リスクは「年間」ではなく「合計」の被ばく量によって決まり、合計の被ばく量が大きくなればなるほどリスクが高まってしまうため、これは由々しき事態である。はたして、日本政府はこういった事実を避難者らに伝えているだろうか？

事故直後よりはだいぶ落ち着きを取り戻した現在に、事故直後以上に大きい被ばくを強いる基準を使うというのは、筋が通っているように思えない。半減期の長い核種が支配的となった今、避難や帰還に関わる基準を作り直すべきではないだろうか。

◆帰還政策について日本政府に求めたいこと

帰還政策について筆者が日本政府に求めたいことを以下に列挙し、本稿を終わりにしたい。今回の国連人権理事会からの苦言を機に、国民の皆さんで原発事故後の避難や帰還のあり方について、改めて考えていただけると幸いである。

・帰還の年の被ばく量だけではなく、帰還後の5年や10年など、長期間の合計の被ばく量を推定し、避難住民に伝えるべき。そのようにして避難住民に十分な情報を提供した後に、避難住民らに帰還の可否の判断をしてもらうべき。

・避難解除の基準を下げるべき。最低でも、帰還後の合計の被ばく量が、事故直後に帰還した場合より低くなるよう、設定し直すべき。

＜文：井田 真人 Twitter ID:@miakiza20100906>
いだ まさと●2017年4月に日本原子力研究開発機構J-PARCセンター（研究副主幹）を自主退職し、フリーに。J-PARCセンター在職中は、陽子加速器を利用した

大強度中性子源の研究開発に携わる。専門はシミュレーション物理学、流体力学、超音波医工学、中性子源施設開発、原子力工学。

おしどりポータルサイト

【感想】

国連特別報告者の指摘への、 政府側の反論が 間違っていたことについて

2018-10-27 (抜粋)

3行まとめ

・国連の特別報告者が、25日の国連総会で、福島第一原発事故の日本政府の避難解除の基準はリスクがあると指摘。

・NHKの記事では、政府の被災者生活支援チームが「特別報告者の指摘は誤解」と反論。

・しかし、その政府の被災者生活支援チームのコメント自体が、ICRP2007年勧告と避難解除の考え方を理解しておらず、間違っている。

国連の特別報告者 福島への子どもの帰還見合わせを求める

2018年10月26日、NHKのサイトに「国連の特別報告者福島への子どもの帰還見合わせを求める」という記事が掲載されました。

そこに、政府「指摘は誤解に基づいている」と、反論が掲載されました。

政府「指摘は誤解に基づいている」

トウンジャク特別報告者の批判について、政府の原子力被災者生活支援チームは、「ICRPの勧告では避難などの対策が必要な緊急時の目安として、年間の被ばく量で20ミリシーベルトより大きく100ミリシーベルトまでとしていて、政府は、そのうちもっと低い20ミリシーベルト以下になることを避難指示解除の基準に用いている。また、除染などによって、長期的には、年間1ミリシーベルトを目指すという方針も示している」と説明しています。

そのうえで「子どもなどの帰還を見合わせるべき」という指摘については、「子どもたちに限らず、避難指示が解除されても帰還が強制されることはない、特

別報告者の指摘は誤解に基づいていると言わざるをえない」と反論しています。

この被災者生活支援チームのコメントは、ICRP2007勧告をもとにした避難解除の考え方を理解しておられないで、解説します。

ICRP2007年勧告での 放射線防護の考え方

記事には下記の文章が出てきます。

日本政府の担当者は、この基準は専門家で作るICRP=国際放射線防護委員会が2007年に出した勧告をもとにしており、2007年勧告では、放射線防護方策の捉え方として、状況を3つに分ける考えが出ました。緊急時被ばく、現存被ばく、計画被ばく、の3つです（注：下段の表）。

避難解除は「現存被ばく状況」で

ここで重要なのは、2011年の原発事故発災時の避難基準は「緊急時被ばく」の【20-100mSv/年】のうち、最小値の20mSv/年なのですが、避難解除は「現存被ばく」の【1-20mSv/年】のうち、最大値の20mSv/年なのです。

同じ、「年20ミリシーベルト」でも意味合いが違うのです。（下記のように、避難解除は、現存ひばくの考え方方が用いられています）

「ICRPの勧告では避難などの対策が必要な緊急時の目安として、年間の被ばく量で20ミリシーベルトより大きく100ミリシーベルトまでとしていて、政府は、そのうちもっと低い20ミリシーベルト以下になることを避難指示解除の基準に用いている。」

被ばく状況と防護対策

計画被ばく状況	現存被ばく状況	緊急時被ばく状況
被ばくが発生する前に防護対策を計画でき、被ばくの大きさと範囲を合理的に予測できる状況	被ばくが発生するが、長期的な防護対策を実施する必要がある場合	被ばくが発生するが、長期的な防護対策を実施する必要がある場合
被ばく量 (一般公衆) 1mSv/年 (職業人) 100mSv/年 かつ60mSv/年	被ばくレベル 1～20mSv/年 のうち低線量域、 長期目標は1mSv/年	被ばくレベル 20～100mSv/年の範囲
対策 被ばく性廃棄物処分、長寿命放射性廃棄物処分の管理等	対策 高熱射出による放射線防護や放射線防護の文化の形成等	対策 被ばく、屋外退避、放射線状況の分析・把握、モニタリングの整備、健康調査、食品管理等

なので、上記のコメントは、「緊急時被ばく」と「現存被ばく」を混同しています。

コメント前半部分は「避難の緊急時の目安」として「20-100mSv/年」と、緊急時被ばくについて言及していますが、避難解除の基準に用いているのは、現存被ばくの「1-20mSv/年」のため、「そのうちもっと低い20ミリシーベルト以下」という言葉にはあてはまりません。

「年間の被ばく量で1ミリシーベルトより大きく20ミリシーベルトまでとしていて、政府は、そのうちもっと高い20ミリシーベルト以下になることを避難指示解除の基準に用いている。」が正しいです。

ですので、「特別報告者の指摘は誤解に基づいてると言わざるをえない」ではなく、この反論をした被災者生活支援チームの方が、ICRP2007年勧告の現存被ばくと避難解除について、理解されていないのです。

感想

取材をしていても、原発事故後数年は、省庁の方々も把握しておられましたが、現在は理解されていない方が多く、今回のような間違った説明をされる方もおられます。違いますよね、と追及すると、後で訂正されることもあります。

原子力被災者生活支援チームが、国連の特別報告者の指摘に関して反論するときくらいは、間違えないで頂きたいです。

また、過去にICRPの元関係者と雑談をしていた際、次のようなことを言われました。

「ICRPは、研究者はこう考えますよ、というガイドラインを決めているにすぎず、絶対唯一の基準を定めているわけではありません。アメリカなどはICRPではなく、自国の委員会に基づくときもありますしね。」

原発事故後の日本政府は、何もかも「ICRPがこう言っている」とICRPのせいにしていると思います。

ドイツなど、国民が強い国は、ガイドラインの中から低い値を選ぶでしょう。つまり、民度の低い国は、国民はより被ばくするんです。日本は、私が思っていたほど、民度は高くなかったですね。」

少なくとも、ICRPの勧告を用いるなら、政府関係者は、その意味を理解してほしいと思いました。そして、間違った説明をしているときは、ただちに訂正を求めていただきたいです。

*アヒンサーとは、サンスクリット語で、殺されたくない、殺したくない、という意味です。